

確 認 事 項

法務省刑国第63号

外条条第4号

平成16年2月18日

法務省刑事局
国際課長 岡村和美



外務省北米局
北米第一課長 山崎和之



外務省条約局
条約課長 秋葉剛男



刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約
(以下「条約」という。)並びに国際捜査共助法及び組織的な犯罪の
処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を第
159回国会に提出するに当たり、我が国が条約上の被請求国となる

場合における法務省と外務省との関係について、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 条約第4条に基づき、我が国の中央当局たる法務大臣がアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の中央当局から共助の請求を受理した場合には、法務省は、当該共助の請求に当たり米国の中央当局が同条2に従って通報してきた事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただし、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。
2. 外務省は、本確認事項1. にいう共助の請求に関し、外務省の所掌事務に関し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。
3. 我が国による共助の実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等にかんがみ、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、外務省と協議するものとする。
4. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、法務省が行う共助の実施に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

確 認 事 項

警察庁丁国二発第11号

法務省刑国第64号

外条条第5号

平成16年2月18日

警察庁長官官房国際部
国際第二課長 栗 生 俊



法務省刑事局
国際課長 岡 村 和 美



外務省北米局
北米第一課長 山 崎 和 之



外務省条約局
条約課長 秋 葉 剛 男



刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下「条約」という。）を第159回国会に提出するに当たり、我が国が条約上の請求国となる場合における警察庁及び法務省と外務省との間の関係について、警察庁、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、条約に基づきアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の中央当局に対し共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る在米国日本国大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、当該共助の請求に当たり条約第4条2に従って米国の中央当局に通報する事項を、米国の中央当局に通報するに先立ち、外務省に通報するものとする。
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの共助の請求が外交関係に影響を及ぼし得ると認められるような場合には、警察庁及び法務省は、米国の中央当局に当該共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの共通の認識を有する。
3. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、警察庁及び法務省が行う共助の請求に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。